

議案第8号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

◇鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令について

1 規則の改正理由

地方公務員法の改正（定年引上げ等）に伴い、所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) 教育総務課所掌事務の一部改正

- ア 定年前再任用短時間勤務職員の採用に係る事務を追加
- イ 管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）による管理職員からの降任に係る事務を追加
- ウ 暫定再任用職員（定年が65歳に引き上げられるまでの期間の65歳までの再任用職員という。以下同じ。）の採用に係る事務を追加
- エ 従来の再任用に係る事務を削除

(2) 教育人材開発課所掌事務の一部改正

- ア 定年前再任用短時間勤務職員の採用に係る事務を追加
- イ 管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）による管理職員からの降任に係る事務を追加
- ウ 暫定再任用職員の採用に係る事務を追加
- エ 従来の再任用に係る事務を削除
- オ 特定管理監督職群に属する管理監督職員を引き続き管理監督職として任命する事務を追加
- カ 給与関係業務の記載を整理

(3) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）					別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）				
1 略					1 略				
2 教育総務課					2 教育総務課				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者			教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等		教 育 長	次 長	課 長 等
一 地方 公務員 法に関 する事 務（事 務部局 職員に 係るも のに限 る。）	1 同法第17条 の規定による 職員の任命								
	(1) 略								
	(2) 管理職 員以外の職 員に係るも の		○						
	<b>2 同法第22条 の4第1項の 規定による定 年前再任用短 時間勤務職員 の採用</b>								○
	<u>3</u> 略								
	<u>4</u> 略								
	<u>5</u> 略								
	<u>6</u> 同法第28条 の2第1項の 規定による管 理監督職勤務 上限年齢に達 している職員 の降任又は転 任		○						
	<u>7</u> 略								
	<u>8</u> 略								
一 地方 公務員 法に関 する事 務（事 務部局 職員に 係るも のに限 る。）	1 同法第17条 の規定による 職員の任命								
	(1) 略								
	(2) 管理職 員以外の職 員に係るも の		○						
	<u>2</u> 略								
	<u>3</u> 略								
	<u>4</u> 略								
	<u>5</u> 同法第28条 の4第1項、 第28条の5第 1項又は第28 条の6第1項 若しくは第2 項の規定によ る定年退職者 等の再任用		○						
	<u>6</u> 略								
	<u>7</u> 略								

<u>9</u> 略				
<u>10</u>	1 から <u>9</u> ま			
でに掲げるものほか				
(1)・(2) 略				
	(3) 軽易なもの			○

二 地方 公務員 法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)に関する事務 (事務部局職員に係るものに限る。)	1 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による定年退職者等の採用				○
---------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	---

三 略
四 略
五 略
六 略
七 略
八 略

3 教育人材開発課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等

<u>8</u> 略				
<u>9</u>	1 から <u>8</u> ま			
でに掲げるものほか				
(1)・(2) 略				
	(3) 軽易なもの			○

二 略				
三 略				
四 略				
五 略				
六 略				
七 略				

二 略
三 略
四 略
五 略
六 略
七 略

3 教育人材開発課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等

		会			
一 任 免、服 務及び 昇給等 に 関 す る 事 務 （市町 村立学 校及び 県立学 校の教 職 員 （以下 「学校 教 職 員」と い う。） に係 る も の に 限 る。）	1 地方公務員 法に基づく事 務のうち次に 掲げる事務				
	(1) 同法第 17条の規定 による職員 （市町村立 学校の会計 年度任用職 員及び臨時 的任用職員 並びに県が 任用する外 国語指導助 手を除く。）の任 命				
	ア 略				
	イ 管理職 員以外の 職員に係 るもの		○		
	(2) 同法第 22条の4第 1項の規定 による定年 前再任用短 時間勤務職 員の採用				○
	(3) 略				
	(4) 略				
	(5) 略				
(6) 同法第 28条の2第 1項の規定 による管理 監督職勤務 上限年齢に 達している 職員の降任 又は転任		○			
(7) 同法第		○			

		会			
一 任 免、服 務及び 昇給等 に 関 す る 事 務 （市町 村立学 校及び 県立学 校の教 職 員 （以下 「学校 教 職 員」と い う。） に係 る も の に 限 る。）	1 地方公務員 法に基づく事 務のうち次に 掲げる事務				
	(1) 同法第 17条の規定 による職員 （市町村立 学校の会計 年度任用職 員及び臨時 的任用職員 並びに県が 任用する外 国語指導助 手を除く。）の任 命				
	ア 略				
	イ 管理職 員以外の 職員に係 るもの		○		
	(2) 略				
	(3) 略				
	(4) 略				
	(5) 同法第 28条の4第 1項、第28 条の5第1 項又は第28 条の6第1 項若しくは 第2項の規 定による定 年退職者等				

28条の5第3項の規定による異動期間の延長の決定、勤務の命令又は降任若しくは転任及び同条第4項の規定による異動期間の延長の決定				
<u>(8)</u> 略				
<u>(9)</u> 略				
<u>(10)</u> 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可				○
2 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による定年退職者等の採用				○
<u>3</u> 略				
<u>4</u> 地方公務員の育児休業等に関する法律				

の再任用				
<u>(6)</u> 略				
<u>(7)</u> 略				
<u>(8)</u> 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可				○
<u>2</u> 略				
<u>3</u> 地方公務員の育児休業等に関する法律				

	に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1)～(5) 略				
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
	略				

略					
四	その他の業務に関する事務	1 職員の昇給等の決定及び給料の補正等			○
		2 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与の決定			○
	略				

4～8 略

9 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任命等に関する事務	1 市町村立学校の臨時的任用職員の任免				○

	に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1)～(5) 略				
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
	4 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	略				

略					
四	その他の業務に関する事務	1 事務部局職員の昇給等の決定及び給料の補正等			○
		2 事務部局職員のうち会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与の決定			○
	略				

4～8 略

9 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任命等に関する事務	1 市町村立学校の臨時的任用職員の任免				○

務						務	及び給与の決				
	略						定	略			

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。